

1 設立

(1) 設立年月

昭和57年7月((社)全国シルバー人材センター協議会)
(平成8年10月 現法人へ名称変更)

(2) 厚生労働大臣の指定

昭和61年10月「高齢者の雇用の安定に関する法律」に基づき全国シルバー人材センター協会の指定を受ける。

(平成8年10月の法改正により全国シルバー人材センター事業協会の指定となる)

2 組織等(平成23年4月1日現在)

(1) 組織 東京都江東区

(2) 役職員数

役員 19名(会長(非常勤)1名、専務理事(常勤)1名、理事(非常勤)15名、監事(非常勤)2名)

※国家公務員出身者0名

職員 20名(常勤20名(うち国家公務員出身者3名))

3 予算

平成23年度予算401百万円(うち国からの補助金等156百万円)

4 業務概要

シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合(以下「シルバー人材センター」という。)の健全な発展及び定年退職者等その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進を図るために、シルバー人材センターの業務に関し以下の事業を実施する。

(1) 普及啓発事業

(2) 研修事業

(3) 連絡調整及び指導その他の援助

(4) 情報及び資料を収集・提供

(5) その他シルバー人材センターの健全な発展等に必要な業務

(社)全国シルバー人材センター事業協会の主な業務と実績

1. 業務概要

シルバー人材センターの健全な発展及び定年退職者等その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進するために、シルバー人材センターの業務に関し以下の事業を実施

○ 普及啓発事業

会員の増大及び就業機会の拡大を図るため、シルバー人材センター事業(以下「シルバー事業」という。)の周知広報を実施
・リーフレット等の作成・配布 等

○ 研修事業

シルバー事業を適正に運営するため、シルバー人材センターの役職員の資質の向上を図るための研修の実施
・役職員に対するシルバー事業の理念、組織・業務運営等についての研修の実施
・安全・適正就業担当者に対する研修の実施 等

○ 連絡調整及び指導その他の援助

シルバー事業の運営の質的水準を高めるため、シルバー人材センターの連絡調整を図り、及び指導その他の援助の実施
・指導実施要領に基き、シルバー人材センターに対しての指導
・適正就業に係る法律等の解釈等
・安全就業の手引及び全国の事故の原因等を分析した最新情報を作成・提供
・就業分野の拡大、組織の活性化に係る取組方法 等
・高齢者の健康の維持を図るために、熱中症予防についてのリーフレットを配付し注意喚起
・シルバー人材センターの事務局長他、会計実務担当者に対し、適正経理に係る指導
・適正な法人運営を確保するため、会計・経理の手引の作成及び会計点検チェック票の作成・提供 等

○ 情報及び資料を収集・提供

高齢者の多様な就業ニーズに適切に対応していくために、シルバー人材センターの業務に関する情報及び資料を収集し、シルバー人材センターその他の関係者に対し提供を実施
・受託事業の実績や会員数等のデータを基に、シルバー人材センター事業統計を作成し、シルバー人材センターへ提供 等

○ その他の事業

シルバー人材センターの健全な発展及び定年退職者等その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進するために必要な事業を実施
・「シルバー派遣事業実務マニュアル」を活用したシルバー人材センターの担当者に対する説明会を開催 等

2. 実績(平成22年度)

○ 研修事業

○ 参加者数

中央研修 1,094名

地方研修 1,560名

○ 研修参加者アンケート結果

「良かった」、「まあまあ良かった」 97.4%

【参加者の声】

- 「シルバー事業の適正な運営について」は学ぶところが非常に多く良かった。
- 他のシルバー人材センターとの情報交換もでき、大変に有意義でした。
- 事例発表で事務局長の心得や、職員指導等の内容が参考になりました。

○ 指導・援助

○ 個別訪問指導件数 123団体

○ 相談等件数 1,170団体

○ 安全・適正就業

点検数	200,019
要改善数	18,228
うち請負の見直し	14,916
うちシルバー派遣へ切り替え	1,156
うち無料職業紹介へ切り替え	617
うち取引停止	1,539

シルバー人材センター事業が必要とされる背景

日本ではさらに少子高齢化が進むと推測されている。このため、我が国の社会経済の活力を維持するためには、できるだけ多くの高齢者が元気で社会的に活躍・貢献することが必要であり、それを担う仕組みとしてシルバー人材センター事業の役割はますます重要になる。

☆高齢化の進行

2055年には9000万人を割り込み、高齢化率は40%を超えると推計されている。

- ・65歳以上人口割合 平成2年(1990年)12.0% 9人に1人が高齢者
平成21年(2008年)22.7% 5人に1人が高齢者
平成67年(2055年)40.5% 2.5人に1人が高齢者

※ 総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計より

☆高年齢者の就業意欲

60歳以上の高齢者のうちおよそ7割が65歳過ぎても働きたいと思っている。

- 「働けるうちはいつまでも」36.8% 「76歳以上」2.4% 「75歳くらいまで」8.9% 「70歳くらいまで」23.0%
「65歳くらいまで」19.2% 「60歳くらいまで」9.7%

※ 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成18年)

☆「生きがいの充実や健康づくり」の就業から「経済的理由」の就業へ

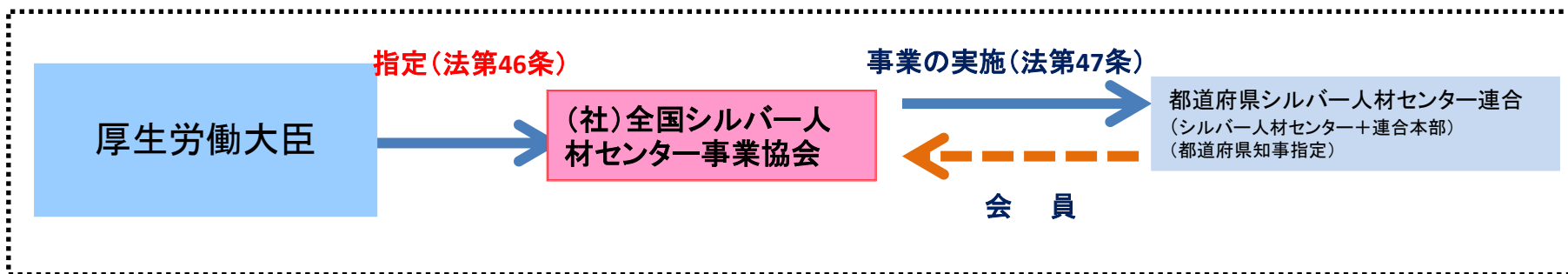
シルバー人材センターにおける入会動機について「生きがい、社会参加」及び「健康維持・増進」が占めてきているが、新入会員の入会理由について、「経済的理由」が増加(平成22年度)

- 全体 「生きがい・社会参加」&「健康維持・増進」70.8% 「経済的理由」21.5%
うち新入会者 「生きがい・社会参加」&「健康維持・増進」59.9% 「経済的理由」25.2%

※ (社)全国シルバー人材センター事業協会「平成22年度シルバー人材センター事業統計年報」

高年齢者雇用安定法第46条の指定について

シルバー人材センター事業



全国シルバー人材センター事業協会の業務(法第47条)

シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合に対して以下の業務を行う。

- ①啓発活動 ②研修 ③連絡調整、指導その他の援助 ④情報及び資料収集・提供

指定法人を指定して業務を実施する理由

シルバー人材センターの健全な発展及び定年退職者等その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進を図るためには、定年退職者に対する臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業機会の提供体制の整備、確立を図ることが必要となる。このために、シルバー人材センター事業に関する啓発、シルバー人材センター相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上などが円滑に行われることが必要である。

- 上記の業務の実施に当たっては、国等の行政機関が自ら行うよりも、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、高年齢者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進に資する事を目的として設立された民間団体において行われることが、より円滑かつ効率的に行われるために適当である。
- シルバー人材センター事業は全国の高齢者を対象に統一性、継続性をもって実施されるべきであり、また、シルバー人材センター相互の連絡調整、業務運営担当者の資質の向上などを図るものであるため、全国を通じて一個に限り指定することが適当である。

(社)全国シルバー人材センター事業協会を指定する理由

(社)全国シルバー人材センター事業協会は、全国のシルバー人材センターを会員とし、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、高年齢者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進を図ることを目的とした公益性を持った法人であり、事業実施に必要な専門性を有していること、全国のシルバー人材センターにおける統一性、継続性をもった事業実施のための研修や連絡調整、指導実績等から、最も指定法人として期待される役割を果たす法人であると考えられるため。

(社)全国シルバー人材センター事業協会が行ってきている見直し等

事業仕分けにおける評価結果及び対応

【シルバー人材センター補助金(全体)】
『予算要求の1/3程度縮減』

対応

予算額136億円を2年間で91億円(1/3程度)に縮減
(21年度) (23年度)

全シ協については以下の見直しを実施

1. 組織のスリム化

職員数	<平成21年度> 30名	→	<平成22年度> 23名	→	<平成23年度> 20名
-----	-----------------	---	-----------------	---	-----------------

2. 国からの財政支出の削減

	<平成21年度>	→	<平成22年度>	→	<平成23年度>
国からの支出額	259百万円		160百万円		156百万円
補助金等依存率	38.6%		36.2%		38.9%

※平成16年度において、国の補助金等が年間収入の3分の2以上を占める状態にある「補助金依存型」公益法人から脱却している。
(公益法人への改革実施計画に基づき平成17年度までに補助金依存率の3分の2以下への解消が求められていたところ。)

3. その他の見直し

【各年度において以下の見直しを行い効率化を実施】

- 平成22年度
研修事業の見直し、啓発活動及びワークプラザ奨励事業を補助事業として廃止 等
- 平成23年度
会議開催の効率化、事務の見直し(印刷からコピー対応に変更、作成部数の見直し等)、中央安全就業推進員の配置の廃止 等